

奈良市監査委員告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 4 年 10 月 11 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一
同 藤 田 幸 代

水道計画課

監査結果公表日 令和 3 年 3 月 31 日（奈良市監査委員告示第 3 号）

措置結果通知日 令和 4 年 9 月 26 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>水道管破裂修繕工事に伴う事故原因者負担金の未収金において、催告は行われていたものの督促は行われていなかった。</p> <p>督促は、時効の更新の効力を有する重要な行為であることから、奈良市債権管理条例（平成 25 年奈良市条例第 11 号）第 6 条及び奈良市債権管理条例施行規則（平成 25 年奈良市規則第 27 号）第 3 条の規定に基づき漏れなく行い、適正に債権管理を行われたい。</p>	<p>水道管破裂修繕工事に伴う事故原因者負担金の未収金について、令和 3 年度発生分から督促状を送付し、債権の適切な管理に努めるよう改めました。</p>